

パートナーシップ構築宣言

取組状況アンケート 結果概要

2022年11月
中小企業庁

調査の趣旨

パートナーシップ構築宣言をした全事業者（11,212者：7月時点）に対して、宣言している内容の実効性を把握するために、主に以下の3分野に関してWEBアンケート調査を実施。

①宣言に関する周知状況

－ 宣言文が、取引先や社内の調達部門に対し、どのように周知されているか 等

②サプライチェーン全体での付加価値向上、共存・共栄に向けた取組

－ どのような分野で、どんな取組を行っているか/いないか 等

③取引適正化（重点5分野）に関する取組

－ 価格協議、型管理、支払方法、知財取引、働き方改革 等

調査期間：2022年 7月25日～9月12日。

回答率：全事業者ベースでは46%。うち大企業（資本金3億円超）では69%。

	調査対象の 事業者数 (2022年7月22日時点で 宣言した事業者)	回答者数 (回答率)
宣言した事業者全体	11,212者	5,133者 (46%)
うち大企業 (資本金3億円超)	794者	550者 (69%)

1. 宣言に関する周知の状況

2. サプライチェーン全体の付加価値向上、共存・共栄に向けた取組

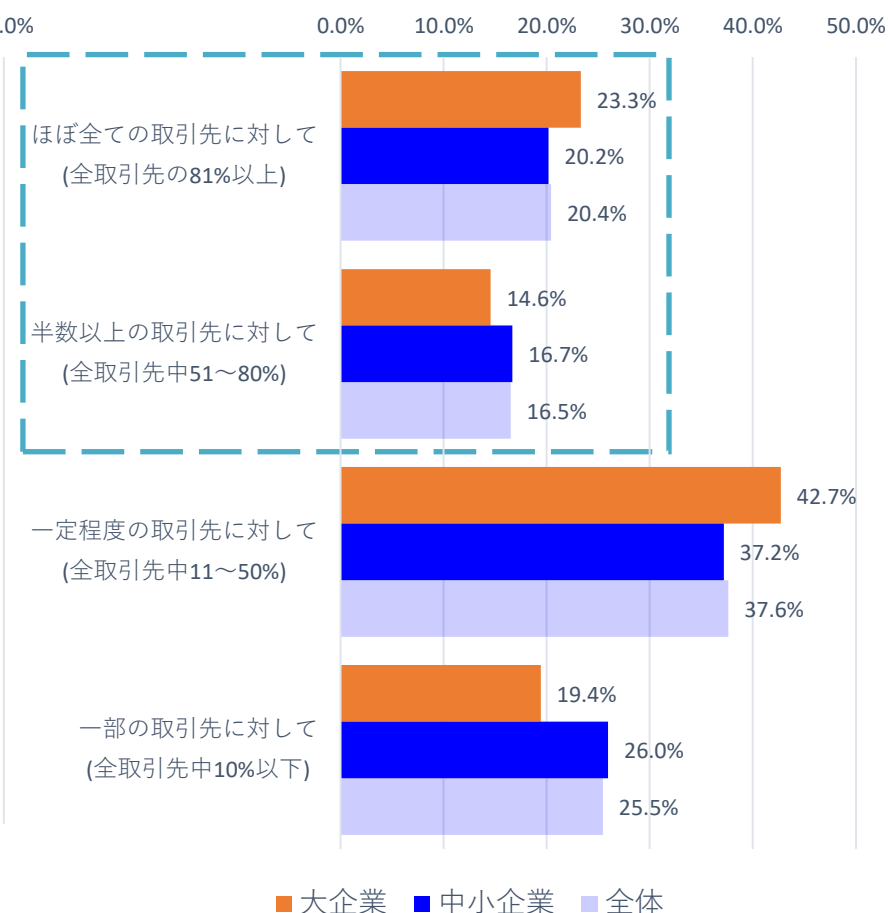
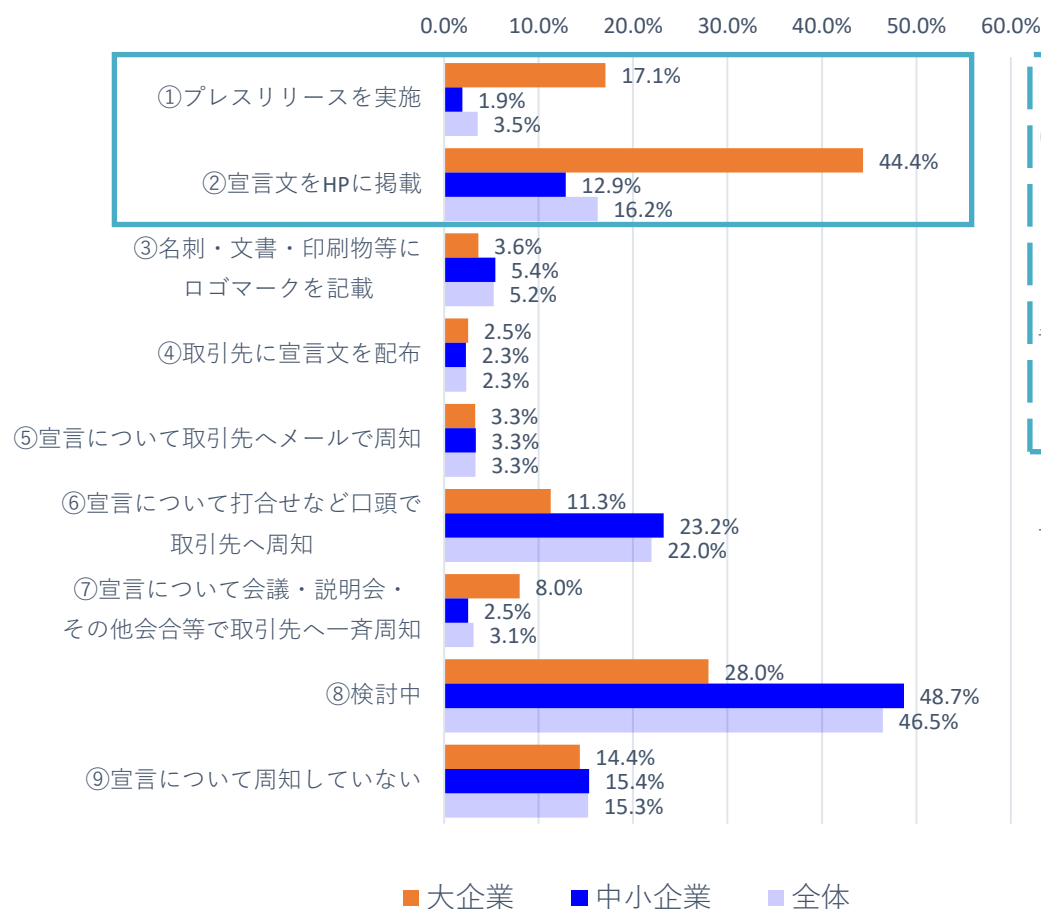
3. 取引適正化(重点5分野)に関する取組

1. 宣言に関する周知の状況 (①)

- **取引先への宣言周知**については、**HP掲載やプレスリリースが多い**。宣言文配布やメールにより、個別の取引先に周知している例もある。
- **半数以上の取引先に対し、周知している企業は4割程度**。

取引先に対する宣言の**周知方法**（複数選択可）

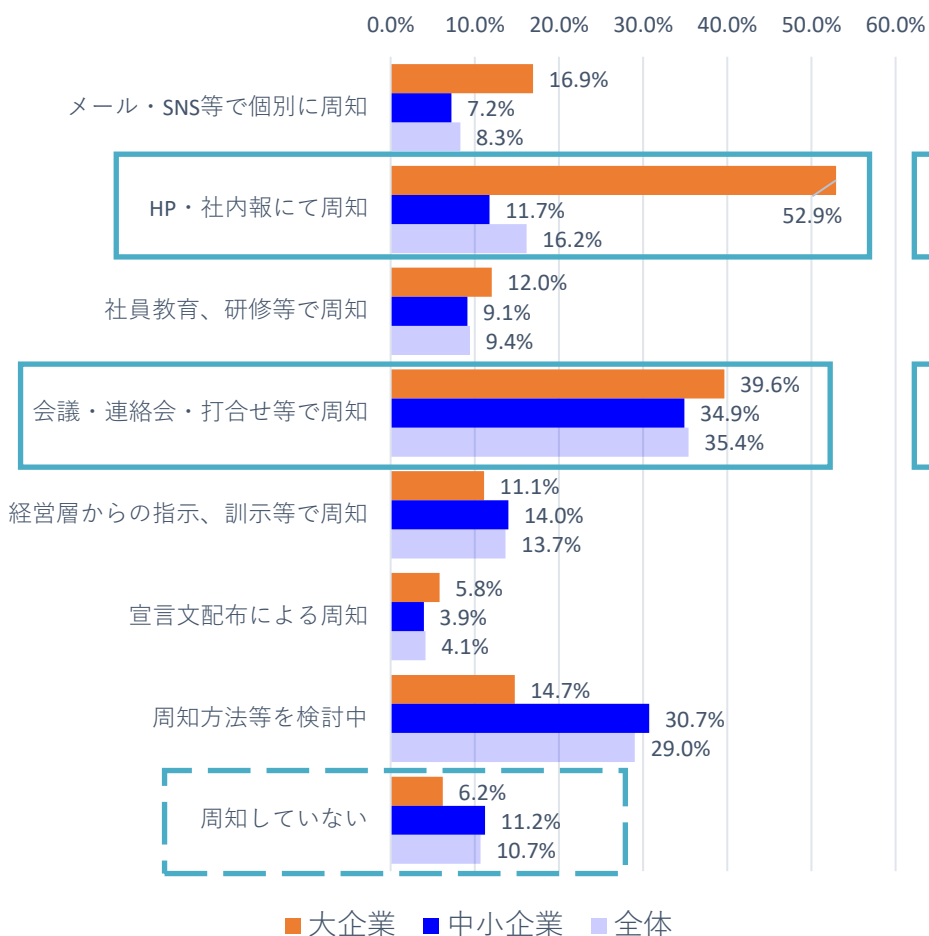
宣言を**どの程度の取引先に**周知しているか
（左記で④～⑦のいずれかまたは全てを選択した者のみ回答）



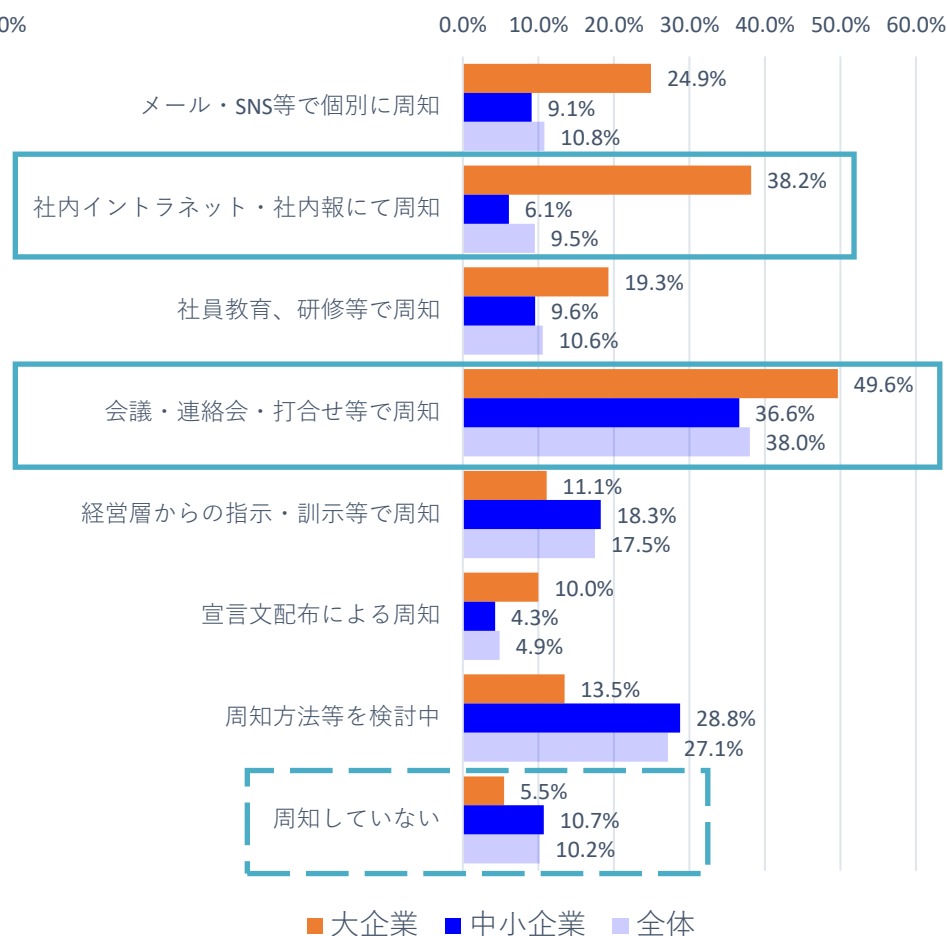
1. 宣言に関する周知の状況（②）

- **社内全体**や、**調達・購入担当**への宣言周知については、HPや会議・打合せで周知している例が多い。
- 周知をしていない企業も一部存在。

社内全体に対する宣言の周知方法（複数選択可）



調達・購入担当等への宣言周知方法（複数選択可）



1. 宣言に関する周知の状況

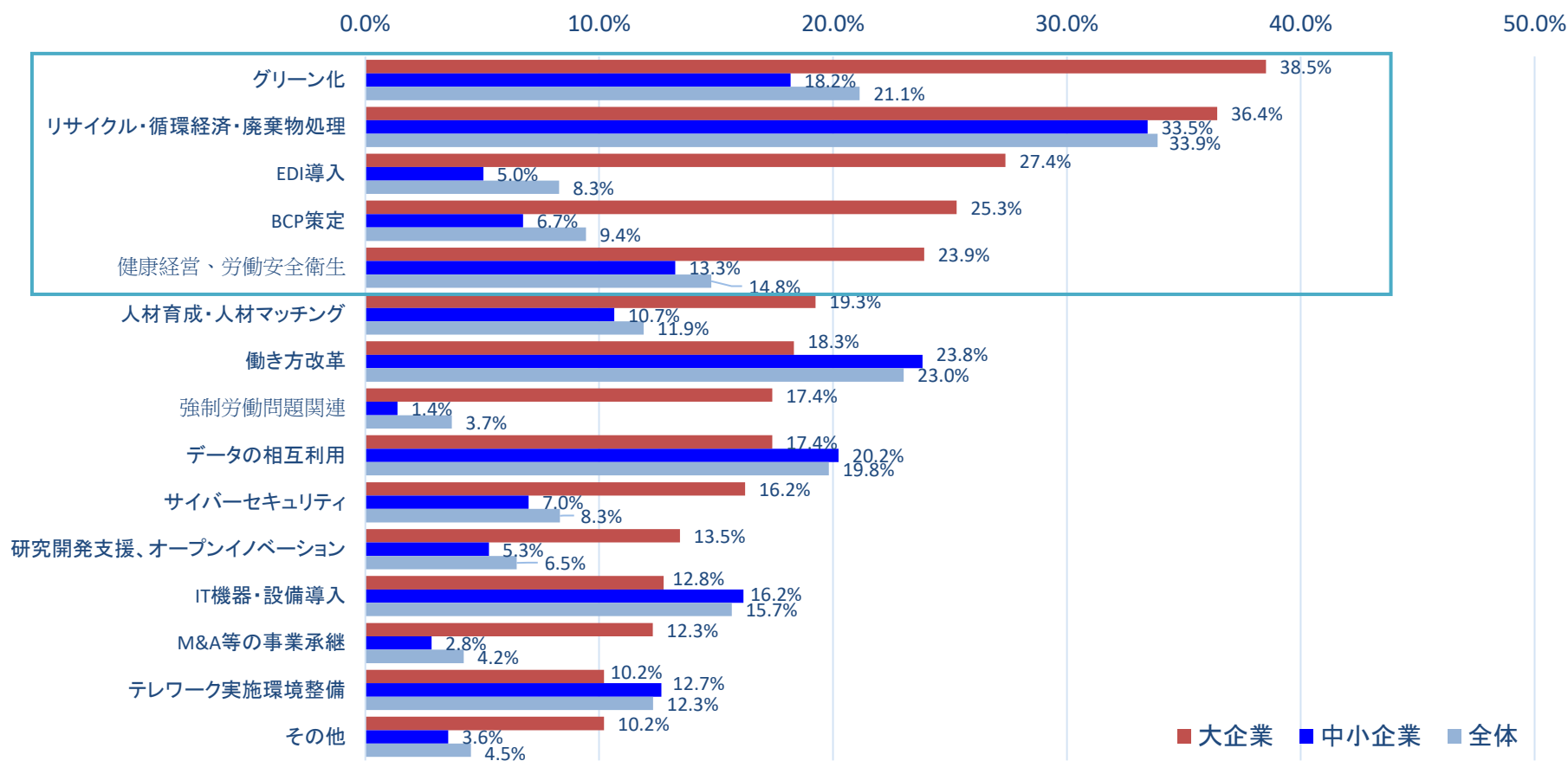
2. サプライチェーン全体の付加価値向上、共存・共栄に向けた取組

3. 取引適正化(重点5分野)に関する取組

2. サプライチェーン全体の付加価値向上に向けた取組

- サプライチェーン全体の付加価値向上に関する取組について、（牽引役が期待される）**大企業ではグリーン化支援の分野が最も多く（約4割）、リサイクル・循環経済・廃棄物処理、EDI（取引情報の電子データ交換）導入支援、BCP策定支援、健康経営、労働安全衛生に関する取組の支援と続く。**

サプライチェーン全体の付加価値向上に関して取り組んでいるテーマや社会課題（複数選択可）



1. 宣言に関する周知の状況

2. サプライチェーン全体の付加価値向上、共存・共栄に向けた取組

3. 取引適正化(重点5分野)に関する取組

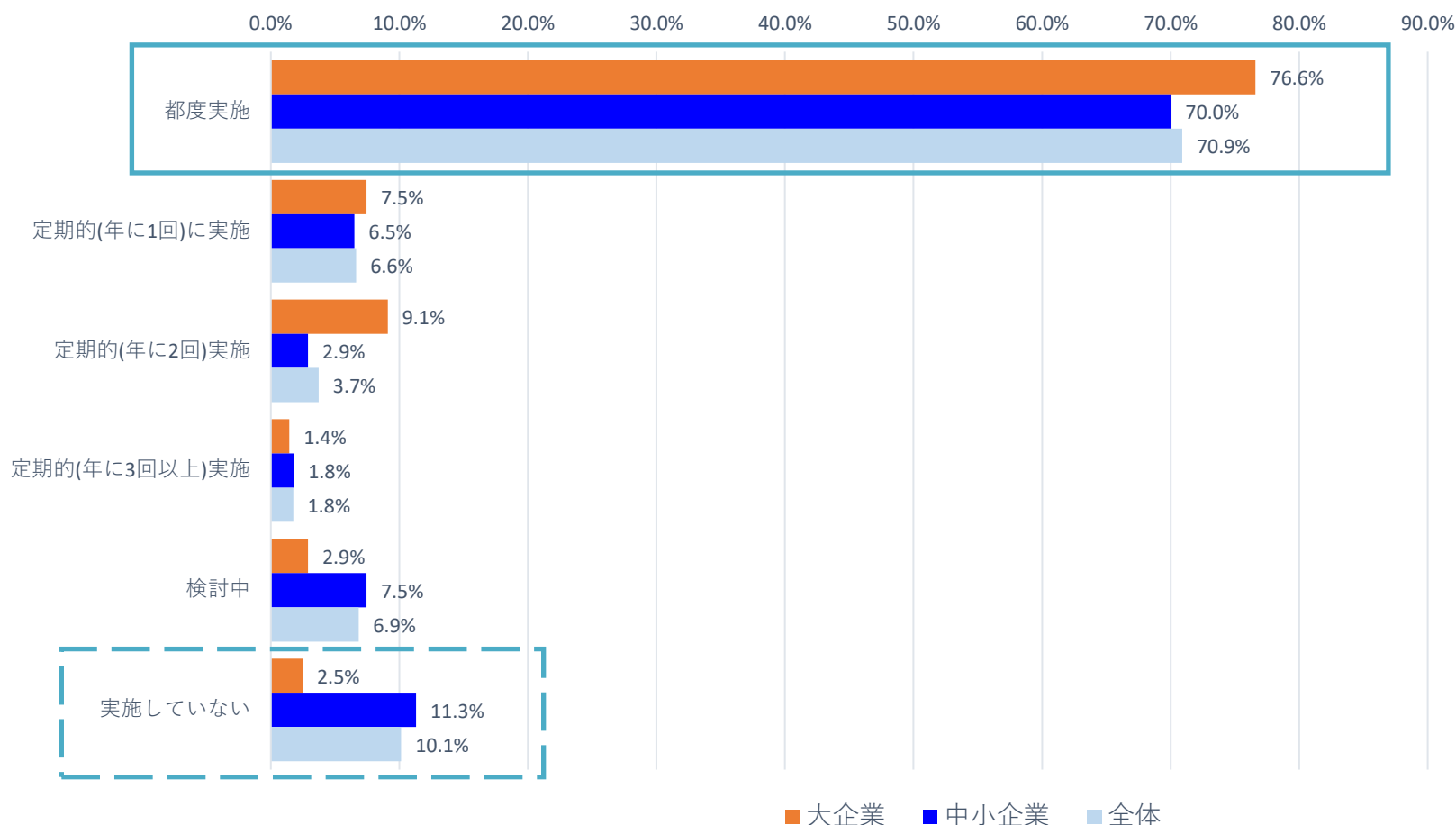
**重点5分野：①価格決定方法、②型管理などのコスト負担、③手形などの支払い条件、
④知的財産・ノウハウ、⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ**

3.取引適正化に関する取組について（①）

- 宣言文ひな形では、価格協議の申し入れがあった場合は協議に応じることとされている。
- 申し込みを受けた都度協議を実施している企業が約7割いる中で、申し入れがあった場合でも協議を「実施していない」企業が一部存在。

取引先との価格協議の実施状況

（取引先から協議の申し入れがあったと回答した企業のみ集計（企業全体約71%、大企業約89%、中小企業約69%））

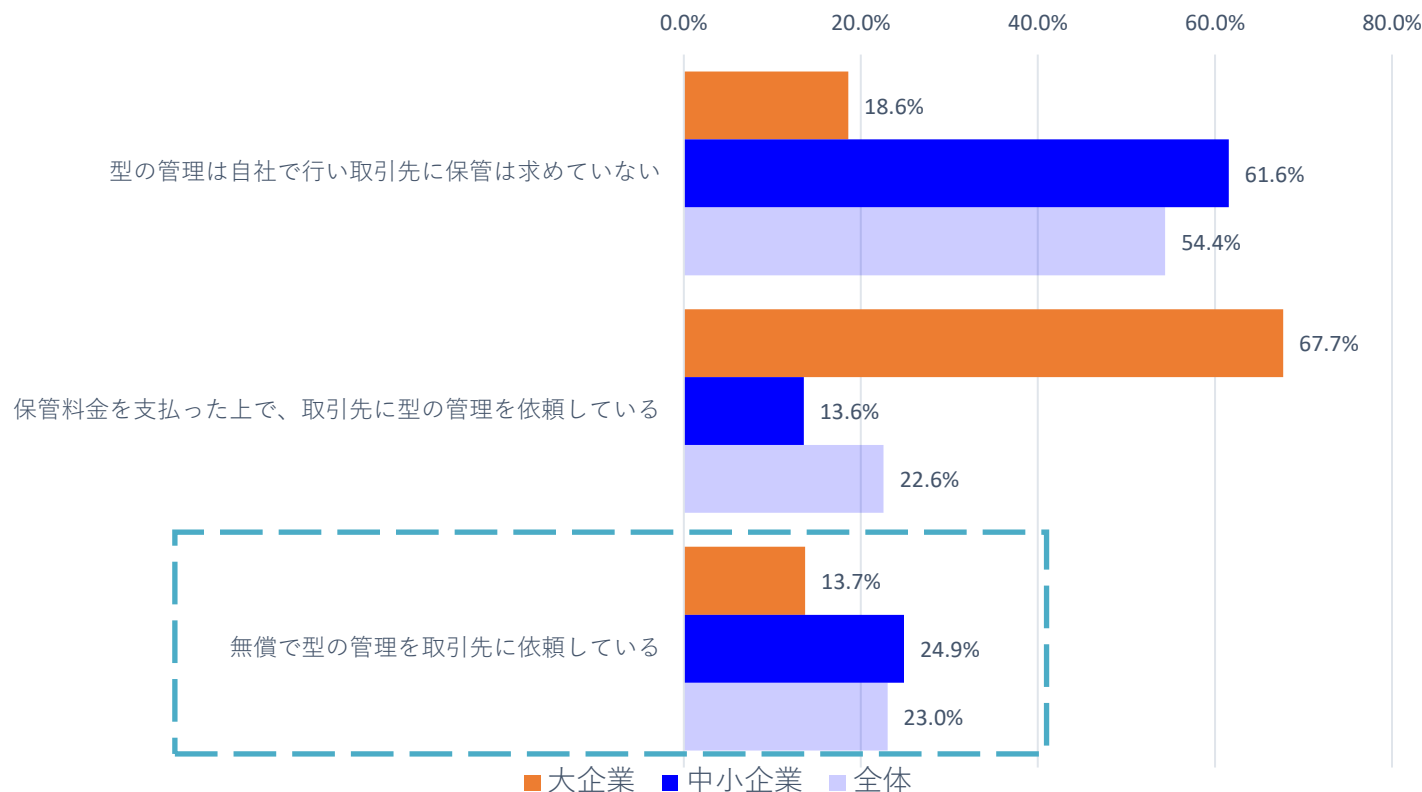


3.取引適正化に関する取組について（②）

- 宣言文ひな形では、「不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請しないこと」とされている。
- 多くの企業は、型の管理は自社で行っているか、保管料を払って取引先に型の管理を依頼している一方で、「無償で型の管理を取引先に依頼している」とする企業が2割程度存在。

取引先との型管理に関する状況

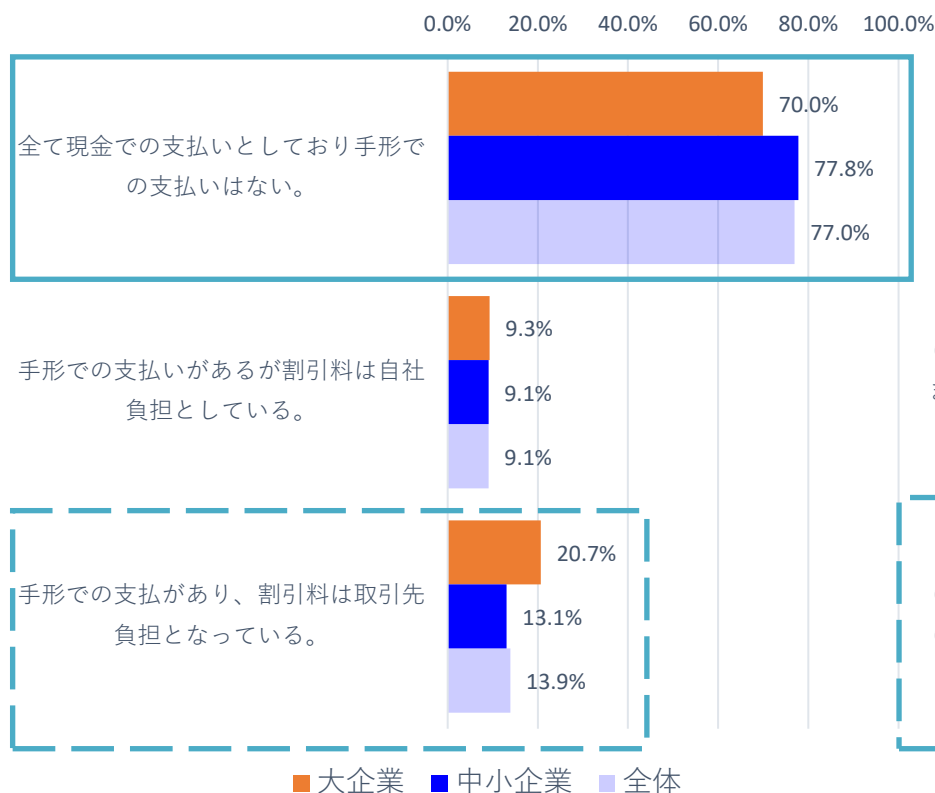
（自社所有の型を利用した取引を行っていると回答した企業のみ集計（企業全体約26%、大企業約41%、中小企業約25%））



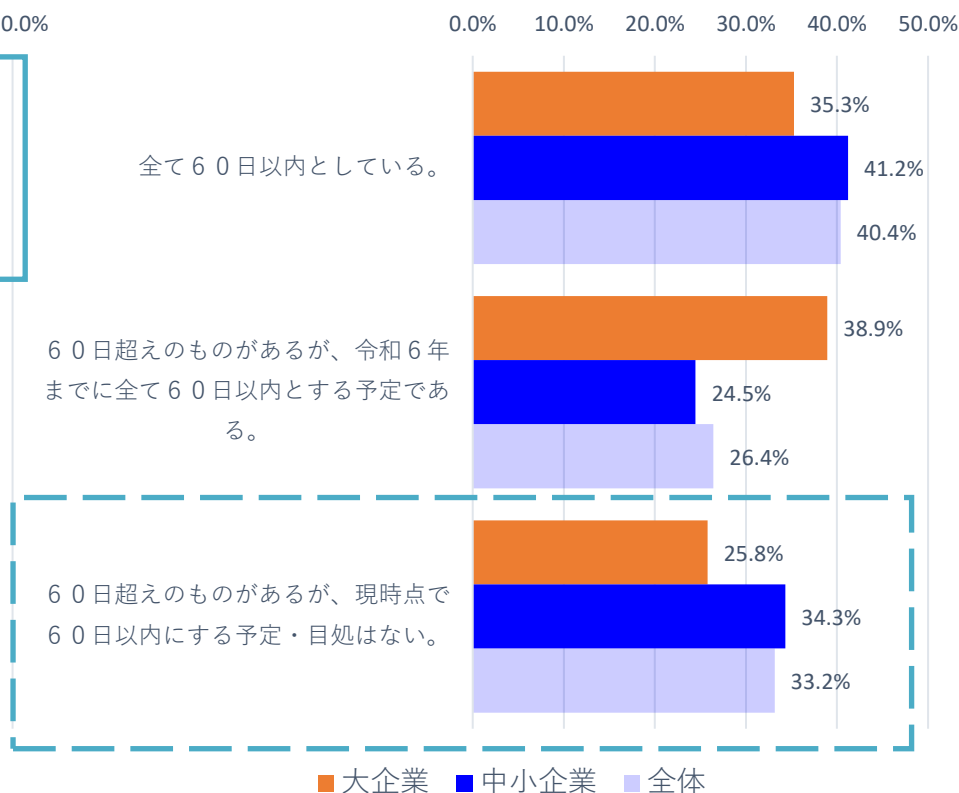
3.取引適正化に関する取組について（③）

- 宣言文ひな形では、「可能な限り現金で支払うこと」「手形の割引料を下請事業者の負担としないこと」「手形の場合は支払いサイトを60日以内とするよう努めること」とされている。
- 取引先への支払い方法については、「全て現金での支払いとしている」が7～8割。
- 「手形の割引料を取引先負担としている」とする企業が1～2割、手形の支払いサイトを「現時点で60日以内とする予定・目処はない」とする企業が約3割存在。

取引先への現金による支払い割合、手形の割引料負担



手形の支払いサイトの設定

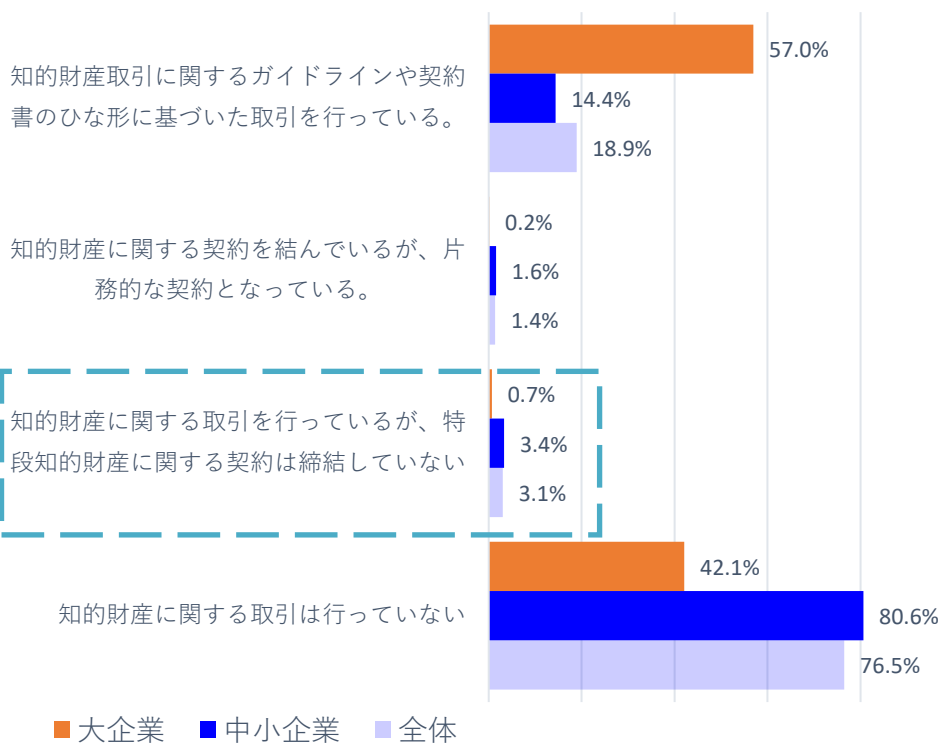


3.取引適正化に関する取組について（④）

- 宣言文ひな形では、「知財取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行う」とされている。ガイドラインに基づく契約を結んでいる大企業は多いものの、結んでいない企業も一部存在。
- また、宣言文ひな形では、「適切なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行わない」こととされている。別途料金を支払う、もしくは短納期発注等を行わない企業が多数だが、「追加料金を支払うことなく依頼をしたことのある」企業も一部存在。

知財取引に関して、知的財産取引に関するガイドラインに基づいた契約を結んでいるか

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%



短納期発注や急な仕様変更を行う必要が生じた場合の支払い価格

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%

